

第3章 大津市における契約事務の概要

I. 地方自治法の規定

1. 契約の意義と契約締結方法の種類

地方自治法第234条第1項において、売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとすると規定されている。

ここでいう契約とは、地方公共団体が民間と同じ立場に立って締結する契約をいうものであるとされている。このような契約は、民法、商法等の一般法上の制度のほか「契約自由の原則」が適用されるが、地方公共団体については、主として公正かつ適正な運用を確保する観点から、一般法上の制度に対する特例や「契約自由の原則」に対する制約を定めているものである。

契約の締結は、予算の執行に当たる行為であり、法令又は予算に基づいて行われるものであるから、地方公共団体の長の権限に属するが（地方自治法第149条第2号）、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結する場合は、議会の議決を経ることを要する（地方自治法第96条第1項）。

◎地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
 - (2) 予算を定めること。
 - (3) 決算を認定すること。
 - (4) 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。
 - (5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。
 - (6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。
 - (7) 不動産を信託すること。
 - (8) 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。
 - (9) 負担付きの寄附又は贈与を受けること。
 - (10) 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。
 - (11) 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。
 - (12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政手続の処分又は裁決（行政事件訴訟法第3条第2項に規定する処分又は同条第3項に規定する裁決をいう。以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において同じ。）に係る同法第11条第1項（同法第38条第1項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政手続の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。
 - (13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。
 - (14) 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。
 - (15) その他法律又はこれに基づく政令（これらに基づく条例を含む。）により議会の権限に属する事項
- 2 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

◎地方自治法

第149条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担任する。

- (1) 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。
- (2) 予算を調製し、及びこれを執行すること。
- (3) 地方税を賦課徴収し、分担金、使用料、加入金又は手数料を徴収し、及び過料を科すること。
- (4) 決算を普通地方公共団体の議会の認定に付すること。
- (5) 会計を監督すること。
- (6) 財産を取得し、管理し、及び処分すること。
- (7) 公の施設を設置し、管理し、及び廃止すること。
- (8) 証書及び公文書類を保管すること。
- (9) 前各号に定めるものを除く外、当該普通地方公共団体の事務を執行すること。

また、その方法は、一般競争入札を原則とし、地方自治法施行令で定める場合に該当するときには、指名競争入札・随意契約・せり売りによることができると規定されている（地方自治法第234条第2項）。

なお、本項「地方自治法の規定」に関する記述は、松本英明著「要説地方自治法」（ぎょうせい）に依拠している。

(1) 一般競争入札

一般競争入札は、地方公共団体の契約の相手方となる者の選定のための手続きに不特定多数の者が参加することを認め、それらの者のうち、契約の目的に応じ、原則として地方公共団体にとって最も有利な価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする方式であり、地方公共団体の契約手続きにおける「公正の確保」と「均等な機会の保障」に特に配慮したものである。

長所としては、不特定多数の相手方の中から最も有利な者を選定するので、低価なものとの契約できることや特定の者に対して便宜を図ることが抑制されるなどが挙げられ、短所としては、不特定多数の相手方の中から選定することによる業者の質の問題、低価による品質の問題、また公告や入札などに手間がかかることなどが挙げられる。

(2) 指名競争入札

指名競争入札は、地方公共団体がこれに参加する者に必要な資格として、あらかじめ契約の種類及び金額に応じ、工事製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額、その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定め、当該資格を有する者のうちから適当であると認める特定の者を指名したうえで、入札の方法により競争をさせて、契約の相手方を決定する方法である。指名競争入札によることができる場合は、地方自治法施行令第167条で定める一定の要件に該当するときに限られる。

長所としては、一般競争入札よりも資力や実績のある確かな業者を選定できること、また、一般競争入札に比べ手続きが比較的簡単であるなどが挙げられる一方、限られた

業者を指名するために、談合が行われやすいうことなどが短所として挙げられる。

(3) 隨意契約

随意契約とは、競争の方法によらないで、地方公共団体が任意に特定の相手方を選択して、契約を締結する方法である。随意契約によることができる場合は、地方自治法施行令第167条の2で定める一定の要件に該当する場合に限られる。

長所としては、資力や実績ある確かな業者を選定できることや手続きが競争入札より簡素であることなどが挙げられる。短所としては、業者選定の仕方によっては不利な契約を締結するおそれがあることや業者が固定化することによる不正の発生が起こりやすいことなどが挙げられる。

(4) せり売り

せり売りは、買い受け人が口頭により価格の競争を行うもので、この方法は、動産の売り払いについてのみ認められている。

2. 競争入札における落札者の決定

競争入札においては、入札に参加した者のうち、原則として、地方公共団体にとって最も有利な価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とするが（地方自治法第234条第3項本文）、これには次のような例外が認められている。

(1) 低入札価格調査制度

工事又は製造その他についての請負の契約について、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者の当該申し込みに係る価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあつて著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、次順位の者を落札者とすることができます。（地方自治法施行令第167条の10第1項、第167条の13による準用）

（2）最低制限価格制度

工事又は製造その他についての請負の契約について、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ「最低制限価格」を設けて、同価格以上の価格をもって申し込みをした者のうち最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とすることができる。（地方自治法施行令第 167 条の 10 第 2 項、第 167 条の 13 による準用）

（3）総合評価競争入札

予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした者のうち、「価格その他の条件」が当該地方公共団体にとって最も有利なものをもって申し込みした者を落札者とすることができる。（地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2、第 167 条の 13 による準用）

3. 長期継続契約

地方公共団体は、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約については、債務負担行為に関する規定（地方自治法第 214 条）にかかわらず、契約を締結する年度の翌年度以降においても効力が存続するものとして、「長期継続契約」を締結することができる。（地方自治法第 234 条の 3）

II. 大津市における契約締結方式

1. 契約締結方法の種類

大津市では、地方自治法の規定を踏まえた上で、大津市契約規則を定め（資料P1）契約の事務手続きその他の必要な事項を定めている。

さらに、具体的な手続きや選定基準については、大津市建設工事受注希望型指名競争入札実施要領、大津市建設工事指名競争入札参加者の選定基準に規定されている。大津市建設工事指名競争入札参加者の選定基準では、入札方式として受注希望型指名競争入札、公募型指名競争入札、指名競争入札（従来型）によることや具体的な発注基準が定められ、大津市建設工事契約審査委員会に諮り決定される。

大津市建設工事契約審査委員会（資料P11）とは、建設工事に関して業者の格付や契約相手先の選択等について適正な運営を図るために設置された審査機関である。委員会には小委員会が設けられており、次に掲げる事務をそれぞれ掌理している。また委員会は副市長以下委員9人で、小委員会は総務部長以下委員13人で構成されている。

委員会 ア) 設計額5,000万円以上の指名競争入札の参加人の選択
イ) 設計額2,000万円以上の随意契約の審査
ウ) 関係業者の総合的能力の判定を行うための格付基準の審査
エ) 関係業者の格付

小委員会 ア) 設計額1,000万円以上5,000万円未満の指名競争入札の参加人の選択
イ) 設計額300万円以上2,000万円未満の随意契約の審査

建設工事について、どの工事にはどの入札契約方式を適用するかということは、毎年度大津市建設工事審査委員会において決定されており、平成22年度は次表のとおりとなっている。

入札契約方式		対象工事
一般競争入札		10 億円以上の工事 (平成 22 年度の実績はない。)
指名競争入札	公募型指名競争入札	① 5 億円以上 10 億円未満の建設工事契約審査委員会で決定する工事 ② 10 億円未満の特殊工事等 ③ その他、建設工事契約審査委員会で決定する工事
	受注希望型指名競争入札	5 億円未満の発注基準で定める工事（市内業者限定） ただし、土木一式工事で 1 億円以上といった大規模工事に該当する場合は、別に定める大規模工事発注基準により、市外業者も対象とすることができる。
	指名競争入札 (従来型)	① 10 億円未満の発注基準を定めていない工事 ② その他、建設工事契約審査委員会で決定する工事
	総合評価方式 指名競争入札	選定基準はない。平成 22 年度は 3 件の実績。
随意契約		① 大津市契約規則第 18 条に該当する小額工事 ② 地方自治法施行令第 167 条の 2 に該当する工事
その他		工事内容等により建設工事契約審査委員会において決定

建設工事以外の契約については、大津市契約規則によるが、建設工事以外では一般競争入札は想定されておらず、競争入札といえば従来型の指名競争入札が行われることになる。

（1）一般競争入札

一般競争入札については、大津市契約規則第 2 章（第 3 条～第 14 条 資料 P 1）において定められている。

入札参加にあたっての条件として、契約の種類や金額に応じて工事や製造などの実績、従業員数、資本金額などの経営規模や状況をその都度定めており、入札保証金として原則入札金額の 5 % 以上を現金などにより納めることになっている。

同規則第 8 条第 2 項においては、最低制限価格を定めたときには、予定価格に当該最低制限価格を併記しなければならないとされている。

（2）指名競争入札

指名競争入札については、大津市契約規則第 3 章（第 15 条～第 17 条 資料 P 3）において規定されているが、一般競争入札の公告の条項以外の入札保証金、入札方法、開

札、落札など全条項を準用している。

指名競争入札を行うためには、大津市民税の完納証明書やその他の必要書類を添付し入札参加申請書を提出（指名願）してあらかじめ市長の承認を受けた者のうちから入札に参加する者を3名以上指名しなければならない。

ただし、従来型の指名競争入札では、大津市の恣意的要素が高くなるため、従来型の他に受注希望型指名競争入札、公募型指名競争入札、総合評価方式指名競争入札も導入されている。公募型指名競争入札と受注希望型指名競争入札は、工事内容と発注金額により指定されるが、総合評価方式指名競争入札は、現在のところ試行的に行われている状態である。

受注希望型指名競争入札とは、基本的に入札業者を市内業者に限定し、あらかじめ大津市が定めた工事発注基準などを基に条件を設定して業者を募り、参加申し込みを受け付け、参加資格を有する業者を指名して入札を行う方式である。現在、大津市の工事のほとんどがこの方式を探っている。（別紙参照）

（i）対象業者

本社又は本店の所在地が大津市内である業者を基本的に対象とし、当該工事が大規模工事に該当する場合は市外業者（ただし、大津市発注の他の工事を請け負っている間は除く）も対象とすることができる。

（ii）対象工事

対象となる建設工事は、設計金額が130万円を超える5億円未満のもので、別紙の発注基準に定める業種に該当するものとされている。ただし、市内業者では施工が困難であると判断される工事については対象とされない。

公募型指名競争入札では、対象工事の設計額が受注希望型指名競争入札よりも大きく、市外業者も対象としている。また、落札業者に同種工事実績や、過去に同種工事経験のある監理技術者を管理者として登録させることを要件としている。

(別紙)

受注希望型指名競争入札発注基準

平成22年4月1日改正

入札参加業種	許可建設工事の種類	適用設計金額 (単位:円)	経営規模等評価における総合評定値		経営規模等評価における完成工事高	同種工事の施工実績
			特定許可	一般許可		
土木一式工事	土木一式工事 又は とび・土工・ コンクリート 工事	100,000～500,000縁	850～	—	2年平均又は 3年平均が 3,000千円 以上	営業年度の直前 2年間において 同種工事の施工 実績を有してお り、建設工事入 札参加申請書に 添付した工事経 歴書に記載され ていること
		50,000～100,000縁	760～849	—		
		35,000～50,000縁	700～759	700～		
		26,000～35,000縁		660～699		
		17,000～26,000縁		620～659		
		9,000～17,000縁		580～619		
		4,000～9,000縁		540～579		
		1,300～4,000縁		～539		
建築一式工事	建築一式工事	100,000～500,000縁	820～	—	同	同
		50,000～100,000縁	700～819	—		
		15,000～50,000縁	620～699	620～		
		1,300～15,000縁		～619		
ほ装工事	ほ装工事	50,000～500,000縁	760～	—	同	同
		15,000～50,000縁		760～		
		5,000～15,000縁		650～759		
		1,300～5,000縁		～649		
電気設備工事	電気工事	50,000～500,000縁	780～	—	同	同
		30,000～50,000縁		780～		
		10,000～30,000縁		650～779		
		1,300～10,000縁		～649		

入札参加業種	許可建設工事の種類	適用設計金額 (単:円)	経営規模等評価における総合評定値		経営規模等評価における完成工事高	同種工事の施工実績
			特定許可	一般許可		
給排水冷暖房工事	管工事	50,000～500,000縁	780～	—	同	同
		30,000～ 50,000縁		780～		
		10,000～ 30,000縁		650～779		
		1,300～ 10,000縁		～649		
造園工事	造園工事	50,000～500,000縁	650～	—	同	同
		15,000～ 50,000縁		650～		
		1,300～ 15,000縁		～649		
その他の工事 塗装 交通安全施設 建築附帯 解体 など	案件に応じて 別途指定する	1,300～500,000縁	案件に応じて 別途指定する	案件に応じて 別途指定する		同

(別紙)

受注希望型指名競争入札に係る大規模工事発注基準

平成22年4月1日改正

入札参加業種	適用設計金額 (単位:円)	共通基準	業者区分別総合評定値基準		
			市内業者	市外業者(附) (本社所在地が滋賀県内)	市外業者(附) (本社所在地が滋賀県外)
土木一式工事	300,000~500,000様	特定建設業許可 市内営業所 同種工事実績	850~	1000~	1200~
	200,000~300,000様				—
	100,000~200,000様			—	—
建築一式工事	300,000~500,000様	同	820~	1000~	1200~
	200,000~300,000様				—
	100,000~200,000様			—	—
ほ装工事	100,000~500,000様	同	760~	900~	1000~
	50,000~100,000様			—	—
電気設備工事	100,000~500,000様	同	780~	900~	1000~
	50,000~100,000様			—	—
給排水冷暖房 工 事	100,000~500,000様	同	780~	900~	1000~
	50,000~100,000様			—	—
造園工事	100,000~500,000様	同	650~	800~	900~
	50,000~100,000様			—	—

・市内営業所とは建設業法で許可されている営業所を指す。

・市外業者は本市発注分(平成22年4月1日以降の発注分)にかかる現在施工数がある場合、入札参加が出来ない。

(3) 隨意契約

随意契約については、大津市契約規則第4章(第18条～第19条 資料P4)において定められているが、随意契約とすることができます額については、大津市契約規則第18条で定められており、金額は地方自治法施行令と同額となっている。

また、大津市では平成22年1月4日に「大津市小額工事（委託）の随意契約ガイド」（資料P21）を制定し、府内各課へ遵守を求めている。また、契約締結過程の透明性向上のため、平成23年4月より「大津市委託契約に係る入札結果等の公表に関する要綱」（資料P13）に基づいて、契約金額が50万円を超える一者特命の委託の随意契約についてホームページ上で公表している。また、障害者支援施設等で製作された物品を買い入れるといった政策的随意契約についてもホームページ上で公表している。

(4) せり売り

大津市契約規則第20条（資料P5）の規定では、せり売りに付することができる場合は、流失品、遺失品、動物等の動産の売払いで、当該契約の性質がせり売りに適しているものに限るとされており、動産をインターネット上で公売する場合などが該当する。

2. 競争入札における落札者の決定

(1) 最低制限価格制度

一般競争入札及び指名競争入札において、最低制限価格制度が採用されている。ただし、契約検査課を経由しない役務及び物品の入札について最低制限価格は設定されていない。

最低制限価格の計算式は事前に公表されており下記のとおりとなっている。

直接工事費の額に対して95%

共通仮設費の額に対して90%

現場管理費の額に対して70%（平成23年6月1日以降は80%）

一般管理費等の額に対して30%

（範囲）予定価格算出の基礎となった額の70%（下限）から90%（上限）

(2) 低入札価格調査制度

全く採用されていない。

(3) 総合評価競争入札

現状では、試行的に行われている程度であり、平成22年度では3件行われた。

3. 長期継続契約

「大津市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」において定められている（資料P11）。

契約の期間が4月1日（年度初日）から始まる場合、前年度中に入札などの手続きを行うことはできないと解されており（地方自治法第208条第1項）、どうしても前年度中に契約を締結する必要がある場合には、予算を議会で決議することが必要となってくる（債務負担行為）。これに対して、長期継続契約は債務負担行為の議決を得る必要がないため、大津市条例で定められている場合については、前年度に入札などの手続きが可能となっている。

4. 契約の変更

大津市契約規則第22条の2（資料P6）によれば、「締結した契約の内容の一部を変更するときは、変更契約書を作成して、変更契約を締結しなければならない。」とされている。

留意事項として、下記の事項があげられる。

①設計変更による金額変更の場合

$$\text{変更後設計額} \times \text{落札率} = \text{変更後契約額}$$

②増額変更の場合

変更見込み金額が請負代金額の30%を超える変更契約は締結できない。

③小額工事の変更で金額130万円を超えることはできない。

④契約期間延長の場合は、契約期間内に変更契約を締結しなければならない。